

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について
(営繕工事を除く建設工事における運用)

1. 特記仕様書の記載例

- (1) 別添「特記仕様書記載例」を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。
- (2) 単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。
- (3) 既契約工事においては、別添「指示書記載例」により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。
- (4) 設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。
なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。
(例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出)

2. 対象工事となった後の具体的な手続き

- (1) 受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を監督員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (2) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票等の資料を監督員に提出する。

3. 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。
ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量 \leq 証明数量 \leq 設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量:設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量*

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（単価合意比率を考慮）材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

3. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

4. その他

FAQや国通知を参考にしてください。

不明な点がある場合は、技術検査課建設情報係にお問い合わせください。

様式 1

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	調達予定価格	中東情勢の影響
				R〇年〇月		

(注)

種別は、①、②、③のいずれかを記入する。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- ③ 調達検討資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）

様式 2

調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	購入価格	証明書類
				R〇年〇月		

(注)

1. 種別は、①、②、③のいずれかを記入する。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
2. 別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の添付すること。

<特記仕様書記載例>

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は特記仕様書（条件明示）の記載を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち〇印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約が生じたときは、甲（県）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等	チェック	
			係長	担当
その他	中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた調達検討資材	資材名		
		規格		
		設計数量		
		単価適用年月		
		単価適用地区		
		資材名		
		規格		
		設計数量		
		単価適用年月		
		単価適用地区		
		資材名		
		規格		
		設計数量		
		単価適用年月		
		単価適用地区		

<指示書記載例>

第12号様式

指示・~~承諾~~・~~協議~~・~~提出~~・~~報告書~~

事務所長		副所長		課長		係長				担当者		現場代理人	
------	--	-----	--	----	--	----	--	--	--	-----	--	-------	--

様	年月日	発議者	岐阜県請負者
工事番号	工事名	受注者	
工事場所	地内		
工期	自至		

指示・~~承諾~~・~~協議~~・~~提出~~・~~報告事項~~

以下の通り、特記仕様書の追加を指示する。

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表-1 調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
塩化ビニル管	〇〇mm	〇〇m	R〇年〇月	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇年〇月	〇〇地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

処 理 ・ 回 答

上記事項については、了解・承諾・後日指示・受理する。協議のとおり施工すること。

* 協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。

令和 年 月 日

(注) 2部作成し、捺印後発注者と請負者が各1部保管するものとする。
不要な文字は=で消すこと。